

長久手市教育振興基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づく本市の教育振興のための施策に関する基本的な計画（以下「教育振興基本計画」という。）を策定するため、長久手市教育振興基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項について調査、研究、調整又は協議する。

- (1) 長久手市教育振興基本計画の策定に関すること。
- (2) その他長久手市教育振興基本計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員13人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 学校教育関係者
- (3) 保育機関関係者
- (4) 社会教育関係者
- (5) 保護者の代表
- (6) 市民公募により選出された者
- (7) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から長久手市教育振興基本計画の策定が終了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、策定委員会を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき、又は委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席により成立する。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 策定委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は説明若しくは意見を述べさせることができる。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月27日から施行する。